

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2022 年 8 月号 (第 198 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ 中国のカーボンニュートラル推進の現状と日系企業の対応について
MUFG バンク (中国) 有限公司 リサーチ&アドバイザー部……………1

■ 経 済

- ◆ 輸出は中国経済回復の牽引役となるか
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部……………4

■ 人民元レポート

- ◆ 「安定」重視の政策が、元安圧力を緩和
三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ……………7

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：新たな動向—全面デジタル化電子発票 企業は早急に対応を
KPMG 中国……………11
- ◆ 法務：中国「独占禁止法」改正の要点と近時の処罰事例
北京市金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons) ……………16
- ◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部……………21

■ 主要経済指標

- 三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部……………25

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 中国のカーボンニュートラル推進の現状と日系企業の対応について

カーボンニュートラルに向けた取り組みは、日本・欧米諸国のみならず、中国でも加速している。中国で事業展開する日系企業においても、カーボンニュートラルへの貢献に着目した活動が必然となってきている。本稿では、カーボンニュートラル対応に係る背景や目的、カーボンニュートラル時代を勝ち抜くために求められる取り組みとしての自社対応・事業対応について説明したい。

経済 輸出は中国经济回復の牽引役となるか

中国经济は2020年夏以降、他の主要国・地域に先駆けて急速に回復し、輸出金額は大きな伸びを記録した。だが、輸出の実勢は2021年夏ごろからすでに弱含み、2022年3月以降にはロックダウンが輸出減少をもたらした。多くの都市でロックダウンが解除された5月以降は、輸出にも回復の動きがみられたが、その動きは鈍い。輸出の低迷はしばらく続く見込みである。

人民元レポート 「安定」重視の政策が、元安圧力を緩和

中国人民元の対ドル相場は、6.69 台半ばで取引開始。上海のロックダウン解除後、人民元は上値が重いまま推移した。FOMC で 75bp の利上げが決定されたものの、28日には6.71 台後半まで上昇する場面があった。29日、本稿執筆時点では6.74 台で推移する。一方、対円相場は20.2 台で取引開始。FOMC 後に円買いが進み、本稿執筆時点までに一時19.8 台後半まで下落している。

スペシャリストの目 税務会計

新たな動向—全面デジタル化電子発票 企業は早急に対応を

2021年11月、中国では電子発票に関するマイルストーン的な政策が打ち出され、2022年に全国各地でデジタル化された電子発票（以下、「全電発票」）の試行が順次実施される。2026年までに、電子発票に関する国家標準を公布し、基本的に全領域、全プロセス、全要素のデジタル化管理を目指す。本稿では、全電発票の変更点の解説と発展の見通し、及び対応策について提案する。

スペシャリストの目 法務

中国「独占禁止法」改正の要点と近時の処罰事例

2021年は「独占禁止法」活発化の年であった。また、法執行の面でも多数のインターネット企業が、事業者結合申告義務の不履行に関する処罰事例を、国家市場監督管理総局により公表された。本稿では、新法による改正の要点を解説するとともに、近時の独占協定、市場支配的地位の濫用及び事業者結合申告義務の不履行に関する典型的な処罰事例をそれぞれ紹介する。

スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は、6月中旬から7月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。



中国のカーボンニュートラル推進の現状と日系企業の対応について

MUFGバンク (中国) 有限公司
 リサーチ&アドバイザー部
 調査役 稲山幸典

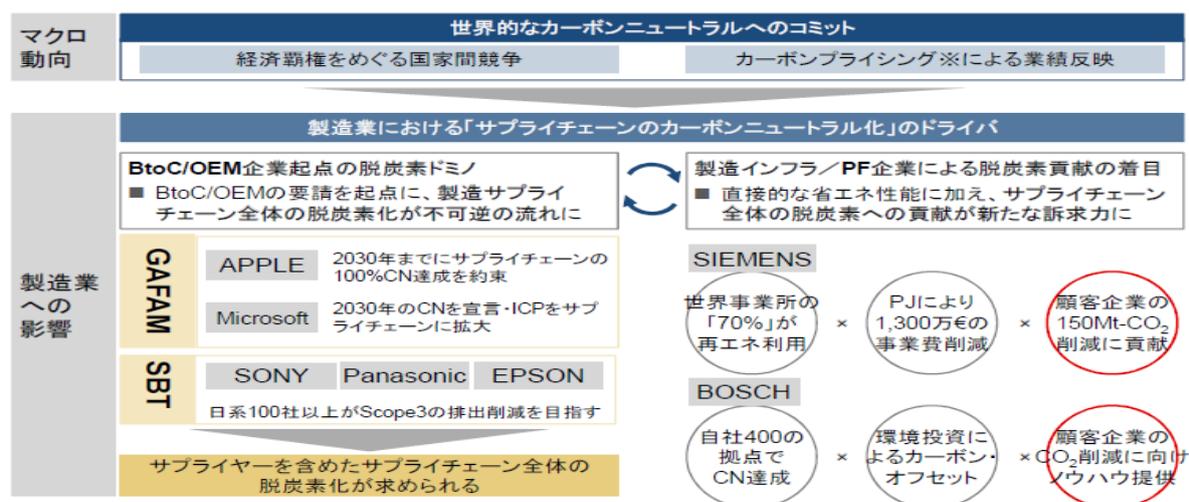
カーボンニュートラルに向けた取り組みは、日本・欧米諸国のみならず、中国でも加速している。新型コロナ感染が続く中、多くの国や地域がサステナブルなグリーン社会への移行の好機と捉え、気候変動対策を経済回復に向けた成長戦略として位置づけている。中国においても、2022年5月31日、中国国務院より、経済の下支えに向けた6分野33項目の経済安定策が発表され、「大規模な風力・太陽光発電所の建設事業に素早く着手する」等、クリーンエネルギー事業も拡大・強化することで、経済を押し上げていこうとする動きがある。

世界的にカーボンニュートラルへのコミットが高まる中、中国で事業展開する日系企業においても、カーボンニュートラルへの貢献に着目した活動が必然となってきた。本稿では、カーボンニュートラル対応に係る背景や目的、カーボンニュートラル時代を勝ち抜くために求められる取り組みとしての自社対応・事業対応について説明したい。

1. カーボンニュートラル対応における背景や目的

まずは、製造業のサプライチェーンの脱炭素化が求められる背景を説明したい。図表1の通り、マクロでは経済覇権をめぐる国家間競争やカーボンプライシングによる業績反映が進み、世界的にもカーボンニュートラルへのコミットが強まっている。GAFAMやSBT (Science Based Targets) 承認済等の企業はサプライチェーン全体での脱炭素化を目指す動きを見せており、今後はサプライヤーにも同様の対応が求められるだろう。また、自社のCO2削減技術やノウハウをサプライチェーン全体の脱炭素化に提供することで、事業面での競争優位を構築しようとする動きも見られる。

図表1 製造業のサプライチェーン脱炭素化が求められる背景



(出所) 各社公開情報より MUFG バンク (中国) 有限公司作成

※カーボンプライシングとは、二酸化炭素排出に対して価格付けし、市場メカニズムを通じて排出を抑制する仕組み

中国企業においても取り組みが始まっており、タイムラインを置き、Scope3までの数値削減目標を明示する企業も存在する(図表2)。宝鋼集団(宝鋼)はCO2削減だけでなく、CO2回収・利用・貯留技術(Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage: CCUS)の探索も開始している。

図表2 中国企業の取り組み事例(一例)

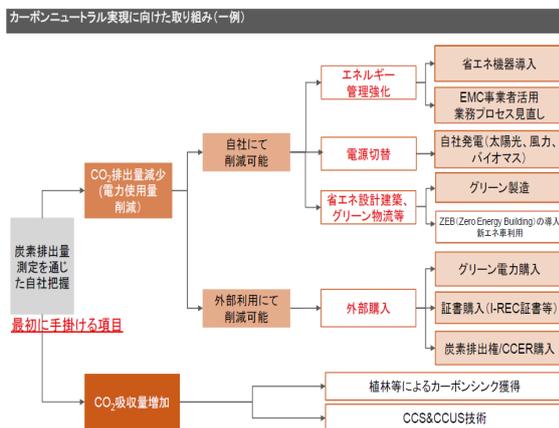
宝鋼の取り組み ~2050年にカーボンニュートラルを実現する~		
スコープ (2021実績)	GHG排出量	具体的な対応
Scope1	8,698万トン	・ 過剰生産能力の削減と電力料金の差異化で産業構造を調整する。
Scope2	382万トン	・ 低炭素冶金など次世代鉄鋼技術を開発し、技術革新で排出量を削減する。
Scope3	4,513万トン	・ エネルギー効率を改善したオークション、二次取引とオンライン価格比較方式で不足分の排出枠と中国認証済み排出削減量(CCER)を購入し、排出義務を履行した。 ・ 二酸化炭素回収・貯留(CCS)・冶金における二酸化炭素の再利用・二酸化炭素の資源化利用・冶金における炭素吸収など、CCUSと炭素吸収技術の探索を開始。

(出所) 宝鋼集団「2021 可持续发展报告」より MUFG バンク (中国) 有限公司作成

2. 自社カーボンニュートラル化実現に向けた枠組みや対処方法

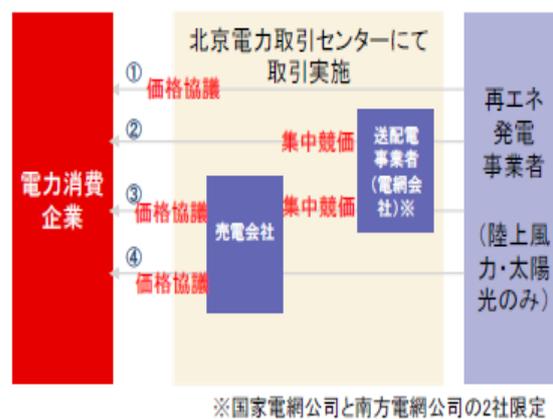
カーボンニュートラルを実現するためには、自社のCO2排出量を把握し、その上でCO2排出量を減少させること、同吸収量を増加させることが肝要だ。CO2排出量を減少させる点では、自社において削減可能な方法と、外部購入を通じた削減方法に大別される(図表3)。具体的な取り組みとしては、省エネ機器への切り替え、電源切り替えとしての太陽光発電設備の導入、グリーン電力購入(図表4)やグリーン証書購入が挙げられる。

図表3 CN 実現に向けた枠組み



(出所) MUFG バンク (中国) 有限公司作成

図表4 グリーン電力購入



(出所) MUFG バンク (中国) 有限公司作成

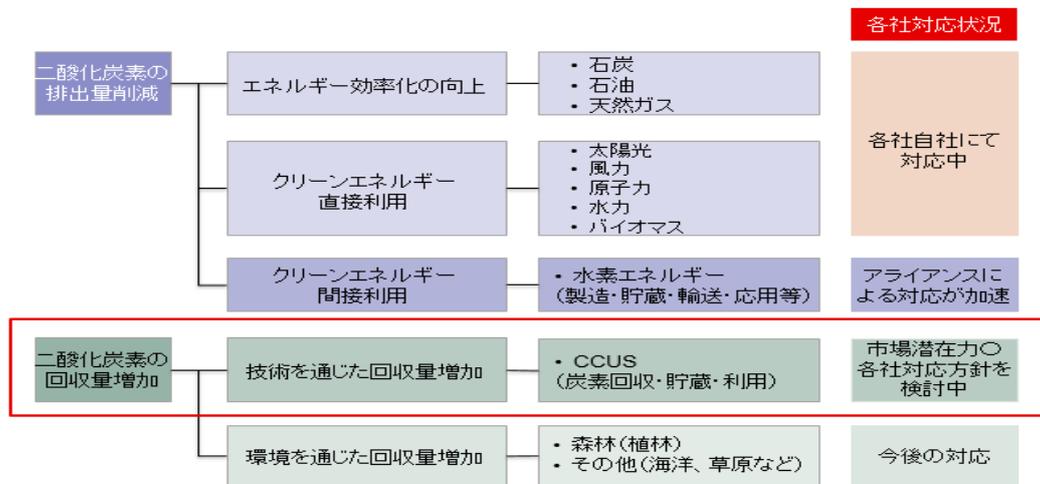
自社の独自対応(企業のイメージアップ目的が多い)やOEM要請を受けた対応として、各社は各種対応を検討・開始しているが、カーボンニュートラルの実現に向けて企業がどう対応するべきか、企業の活動に対して当局から何を求められるのか、現時点では当局の政策や基準が明確になっていない状況にある。引き続き、今後の政策や基準の動向について、フォローが必要だ。

3. カーボンニュートラル技術のフレームワークと各社の対応動向

カーボンニュートラル実現に向けては、CO2 排出量の削減と回収量の増加が重要と説いた。図表 5 では、カーボンニュートラル技術のフレームワークと外国企業の対応動向について整理している。エネルギー効率化の向上及びクリーンエネルギーの直接利用には各社が自社にて対応、クリーンエネルギー間接利用（水素エネルギー）には中国企業とアライアンスを組んで対応する動きが始まっている。

CO2 回収量増加に関しては、技術を通じた回収量増加として CCUS が注目されている。中国は世界最大の CO2 排出国として市場ポテンシャルを持っている。中国国営企業は国家政策の指針に合わせて具体的な取り組みを開始しており、外資系企業各社は対応方針を検討中である。

図表 5 カーボンニュートラル技術のフレームワークと外資系企業対応状況



(出所)「北京大学金融評論」より MUFG バンク (中国) 有限公司作成

4. カーボンニュートラル時代を勝ち抜くために求められる対応

世界的にカーボンニュートラルへのコミットが高まる中、経済覇権をめぐる国家間・地域間競争は避けて通れない。中国で事業展開を行う日系企業においても、中国でもカーボンニュートラルの取り組み（自社・事業）を進めていく必要があり、現地側でもタイムリーに情報収集し、迅速に意思決定をしていくことが求められる。

そのためにも、(1) CO2 排出量の把握、CO2 排出量減少に向けた打ち手の確認及び活用、(2) 政府方針のウォッチ、政策方針を踏まえた自社経営戦略の修正、(3) 中国企業（特に国有企業）の動向のフォロー、中国サプライチェーンへの入り込み・協働、の3つの観点を踏まえた対応が肝要と思料する。自社が持つリソースを見極め、自社で対応できる分野と、他社と共創していく分野の見極めも併せて必要となってくる。

(執筆者連絡先)

MUFGバンク (中国) 有限公司 稲山幸典

住所：上海市浦东新区海阳西路399号前滩时代广场16楼

E-mail: yukinori_inayama@cn.mufg.jp



輸出は中国経済回復の牽引役となるか

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部
研究員 丸山健太

1. コロナ禍からの回復を牽引してきた輸出は、足元で弱さがみられる

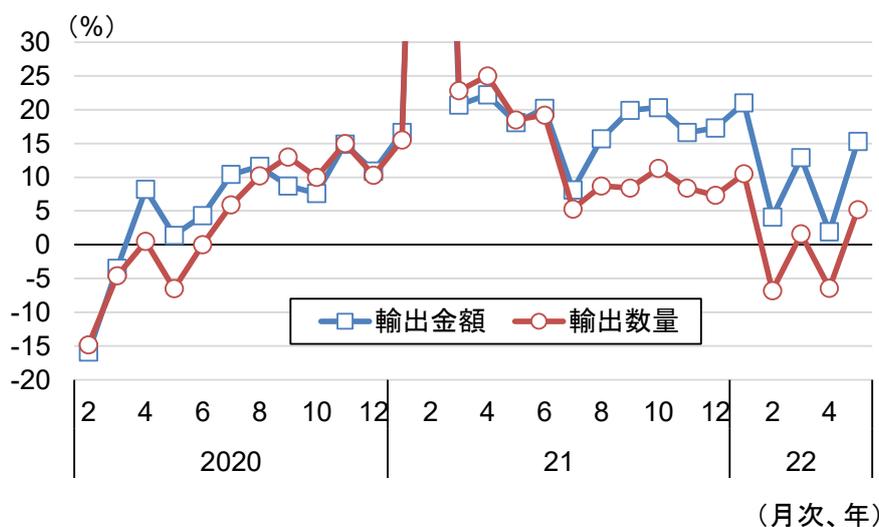
中国経済は2020年夏以降、コロナ禍の落ち込みから他の主要国・地域に先駆けて急速に回復した。その牽引役となったのが輸出だった。感染抑制に伴う経済の混乱で生産活動が落ち込んだ他の主要国・地域に代わり、中国がモノを供給する役割を担ったこともあり、輸出金額は2020年7月以降、ほとんどの月で前年比2桁の大きな伸びを記録した(図表1)。

ただし2022年に入ってから、輸出に弱さがみられる。金額ベースでは伸び率が縮小しつつもプラス成長を維持したが、数量ベースでみると2月と4月に前年割れとなった。金額ベースでプラスを維持しているのは輸出価格の上昇によるものであり、数量ベースでみた輸出の実勢は2021年夏ごろからすでに弱含んでいる。

特に、2022年2月は春節で生産活動が停滞したことにより輸出が落ち込んだ。さらに、3月以降は代わってロックダウンが輸出減少をもたらした。上海市や広東省深圳市、吉林省長春市などで実施されたロックダウンの間は、多くの企業が工場操業停止を余儀なくされたほか、人手不足による荷役作業の停滞から、陸・海・空とも物流機能が低下し、輸出入ともに落ち込んだ。

5月以降は、多くの都市でロックダウンが解除され、ロックダウンが継続した上海でも政府指定の重点企業を中心に工場の操業再開が徐々に進んだ。これにより、4月に前年割れした工業生産は5月に前年比プラスを回復、輸出にも回復の動きがみられた。ただし、重点企業の多くが国有企業で、輸出金額の34%(2021年)を占める外資企業の工業生産は5月も前年割れが続いたため、輸出全体の回復の動きは鈍い。

図表1. 輸出金額／数量の推移(前年比)



(注) 2021年2月の輸出金額は前年比+139.5%、輸出数量は同+144.6%

(出所) 海関総署より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

2. 輸出の低迷はしばらく続く可能性

輸出の低迷はしばらく続く見込みである。製造業 PMI・新規輸出受注は 2021 年 5 月以降、好不調の境目の 50 を 14 ヶ月連続で下回り、特に中小零細企業で低下傾向が続くなど、海外需要は弱い。また、主要輸出先である欧米が金融引き締め動く中、中国から輸出する財の最終需要が一段と落ち込む公算が大きい。特に、ノート PC やスマートフォンといったデジタル製品や、玩具などの輸出減少が危惧される。

さらに、輸出で重要な役割を果たす外資企業への冷遇が続けば、外資企業の生産拠点の中国国外への移転が加速する可能性もある。実際、上海市の米国企業団体である上海米国商會が実施した 6 月の調査によると、サプライチェーン戦略に関して、17%が「チャイナプラスワンを採用する」と答え、11%が「特定の製品の生産を中国国外に移転したり、遅らせたりする」と回答した¹。

米中対立など主要先進国と摩擦の火種を抱えていることや、ウクライナ危機によるグローバルサプライチェーンの混乱が続く懸念があることなども、中国の輸出を下振れさせる要因である。

3. 景気回復のエンジンとしての輸出への期待

輸出の先行きの弱さが懸念されるようになった 2022 年 4 月以降、政府は輸出促進策を相次ぎ打ち出した (図表 2)。基幹産業である不動産の停滞とゼロコロナ政策の継続により、内需を中心に中国経済が減速する中、景気回復のエンジンとしてインフラ投資と並び、輸出への期待も高まっている。特に注目されるのは、5 月 26 日に国務院が公表した「貿易の安定と質向上に関する意見」で、円滑な貿易の推進、財務・金融面での支援強化、新規市場開拓の補助、産業チェーン・サプライチェーンの安定化といった 4 方面について、13 項目の具体的な措置をまとめた点である。

なお、一連の輸出促進策は、防疫を経済に優先させ、「ゼロコロナ」政策を主導した習近平党総書記によるものではなく、李克強国務院総理が主導したとみられ、ここにきて経済運営における李氏の存在感が増していることが話題となっている。ただし、5 月 9 日のテレビ電話会議では、習氏の指示に従う重要性が強調されたほか、5 月 26 日の「意見」において「習近平新時代における中国の特色ある社会主義思想」との記述が残るなど、習氏が政策全般を主導する状況に変化はないとみられる。

3 月の全国人民代表大会 (全人代) で示された 2022 年の成長率目標は前年比 5.5%前後だったが、上海ロックダウンの影響が大きく、達成はほぼ不可能となった。それでも、重要な政治日程である共産党大会を今秋に控える中、景気回復は感染抑制に並ぶ政治的な重要課題であり、景気対策には挙党一致で臨む姿勢が窺える。一連の政策を通じて、低迷する輸出をどれだけ押し上げることができるかが、景気回復、ひいては政治の安定を図るうえで重要となるだろう。

¹ AmCham Shanghai (2022) "June Covid Impact Survey", <https://www.amcham-shanghai.org/en/article/amcham-shanghai-june-covid-impact-survey>, 2022 年 6 月 27 日閲覧。

図表 2. 輸出促進に関する政府の動き

日付	概要
4月13日	国務院常務会議で、輸出税還付などの政策を一段と強化し、 対外貿易の安定的な発展を促すことを決定
29日	税務総局や財政部など10部門が「輸出税還付を一段と強化し、 対外貿易の安定的な発展の促進に関する通知」を公表
5月5日	国務院常務会議で、生産や物流の安定の保障などを通じ、 困難に直面する輸出企業の支援を決定
9日	国務院主導で「対外貿易の安定的な発展のための全国テレビ電話会議」を開催、 貿易安定工作の着実な実施を強調
26日	「貿易の安定と質向上に関する意見」で4方面13項目の 貿易安定・促進に関する具体的措置を提示
6月8日	国務院常務会議で、すでに打ち出している対外貿易の安定に関する政策について、 一段の強化を表明

(出所) 中華人民共和国中央人民政府 HP、各種報道より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

執筆：2022年6月

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: k.maruyama@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>

**「安定」重視の政策が、元安圧力を緩和**

三菱 UFJ 銀行
グローバルマーケットリサーチ
横尾明彦

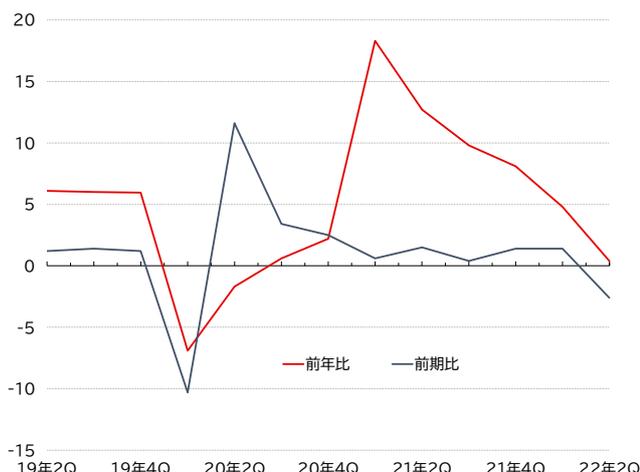
7月のレビュー

中国人民元の対ドル相場は、6.69 台半ばで取引開始。上海のロックダウン解除後、再び新型コロナウイルス感染者の増加がみられたこともあり、人民元は上値が重いまま推移した。13 日発表の米消費者物価指数において、市場予想を上回るインフレの加速が確認されたことからドル高が進行し、翌 14 日には、5 月以来の 6.76 台まで下落した。FOMC での大幅利上げが予想されるなか、人民銀は 20 日、事実上の政策金利とされる最優遇貸出金利 (LPR) を据え置きとしたが、事前予想通りであったことから、相場への影響は限られた。その後、FOMC では 75bp の利上げが決定され、中米間の金融政策格差は拡大したものの、パウエル FRB 議長が利上げペースを緩める可能性を示唆したこともあってドル安が進み、翌 28 日には 6.71 台後半まで上昇する場面があった。29 日、本稿執筆時点では 6.74 台で推移する。一方、対円相場は 20.2 台で取引開始。じりじりと人民元高、円安が進行し、日銀が現行の金融緩和継続を決定した 14 日には 20.6 台まで上伸した。ただ、その後は、とりわけ FOMC 後に円買いが進み、本稿執筆時点までに一時 19.8 台後半まで下落している。

ロックダウンは、内需に予想以上の打撃

4 月から 5 月にかけて実施された上海でのロックダウンの影響を受けて、第 2 四半期の実質 GDP 成長率は前年比+0.4%にとどまった (第 1 図)。地方ごとの実質 GDP 成長率を確認すると、最大規模の工業地帯である上海市 (同▲13.7%) や江蘇省 (同▲1.1%)、自動車生産の拠点である吉林省 (同▲4.5%)、人気リゾート地である海南省 (同▲2.5%) などがマイナス成長となっており、政府のゼロコロナ政策に伴う各種規制が成長鈍化を招いたことが分かる。特に、大学卒業生や農民工を中心とした雇用情勢が悪化しており、景気回復の足枷となっているようだ。6 月は大手ネット通販企業の販促イベントによって一時的に小売売上高が増加したが、当面は消費の低迷が続くとみられる (第 2 図)。加えて、2 兆元 (約 4.9 兆円) とも言われる住宅ローンの支払い拒否が社会問題化しており、不動産市場の混乱が深刻化しつつあることも、消費者のマインドを圧迫しよう。

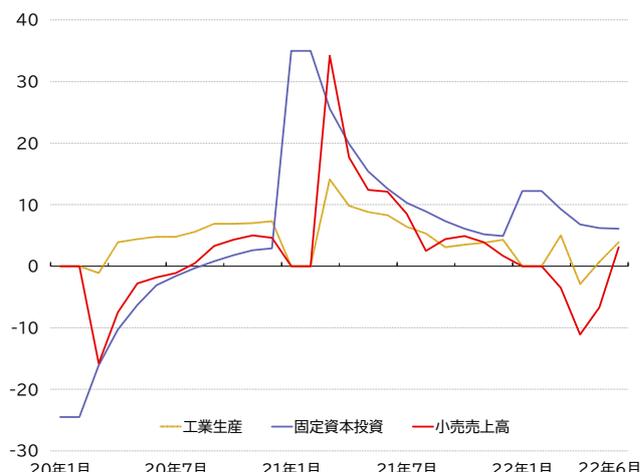
第1図：実質 GDP 成長率
(前年比%、前期比%)



(注) 上図のデータはいずれも速報値であり、今後改定される可能性がある

(資料) 中国国家统计局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第2図：主要経済指標 (前年比%)



(注) 工業生産と小売売上高の1~2月のデータは公表されない

(資料) 中国国家统计局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

「5.5%前後の成長率」よりも、雇用・物価の安定を重視

こうしたなか、秋の党大会を目前に控えた習近平政権は、年初に表明していた「5.5%前後」の成長率目標よりも、新型コロナウイルスの封じ込めと雇用・物価の安定を重視する方針を固めた模様だ。7月28日には、年後半の経済政策を協議する共産党の会議が開催された。そこでは、ゼロコロナ政策の堅持と財政・金融政策による景気下支えが決定された一方で、成長率目標の達成には言及がなかったとみられる。李克強首相は、19日に行われた世界経済フォーラムで「高すぎる成長率目標のために過剰な財政出動・金融緩和を実施することはない」と述べていたが、この方針が党や政府の正式なコンセンサスとなったものと考えられる。不動産市況が悪化する状況においても、人民銀行は7月も住宅ローンの参考となる5年物のLPRを据え置いている。なお、人民銀行は大規模な金融緩和を避けつつも、資金繰り悪化で苦境にあえぐ不動産業者に対しては、当局が金融機関に対し、不動産関連の融資を拡大するように窓口指導を行うことで支援を図っているようだ。

中米長期金利差拡大に伴う資金流出は、人民元を下押し

人民銀行が事実上の政策金利を据え置いた一方、米国は7月のFOMCでも75bpの利上げを決めた。中米長期金利差(=中国-米国)は依然としてゼロ近傍ないしはマイナス(米国優位)であり、対内証券投資が流出しやすい環境は続いていると言えよう(第3図)。

また、株式市場に関しても、上海総合指数はロックダウン前3月前半の水準に回復したものの、足もとでは伸び悩んでいる。不動産市況の悪化などに加え、インフラ投資やハイテク分野などへの政策支援強化を見込んだ、投機的な動きが一巡したことも背景にあるようだ。今後も大規模な財政出動が控えられるなか、海外投資家による株式購入が一段と増加するとは期待しにくい。対中証券投資の流入が人民元を押し上げるという構図に回帰する展開は見込みづらい。

経常収支黒字が人民元を下支え

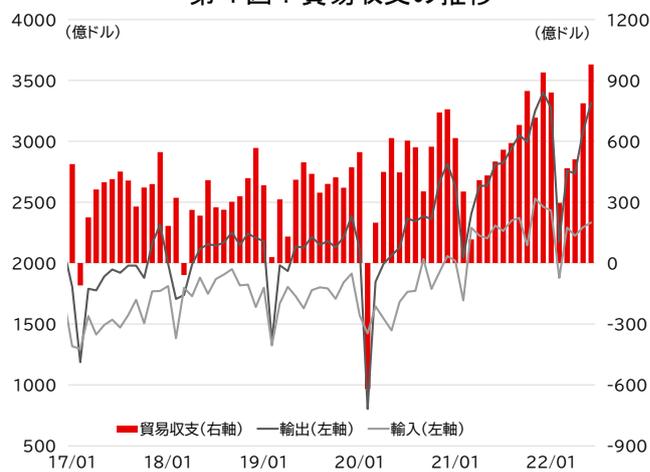
一方、経常収支の黒字は続いている。6月の貿易黒字は過去最大規模の約980億ドルを記録(第4図)。特に工業製品の輸出は堅調であり、実需に基づく人民元需要の高まりが、証券投資の流出を補う格好となろう。加えて、党大会をはじめとした年後半の重要行事を前に、中国市民の観光目的での出国は控えられるとみられることから、旅行収支の「改善」も当面の間は持続すると想定される。

第3図：中米長期金利差



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：貿易収支の推移



(資料) 中国税関総署より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

ただし、足もとでは季節性が高い携帯電話関連の輸出が鈍化している。また、好調な電気機械や一般機械の輸出に関しても、IMFは最新の予測で、各国中銀の利上げなどによって、いずれの地域でも2022~23年の成長率は減速すると指摘している。主要貿易相手である米国・欧州・アジアの景気鈍化によって、輸出の伸びが鈍化する可能性がある点には注意したい。また、7月28日に行われた米中首脳協議では、米国による対中制裁関税の緩和に関する議論には進展がなかったとみられる。

来月の見通し：人民元も落ち着いた動きを想定

中国政府が成長率よりも雇用・物価の安定を重視することが明らかになったため、過度な金融緩和に伴う大幅な人民元安のリスクは低下したと言えよう。不動産市況の低迷や新型コロナウイルスの感染拡大、ペロシ米下院議長の台湾訪問に伴う米中関係悪化の懸念など、内外に不安要素は残るものの、先行きはFRBの金融引き締めがピークアウトすると見込まれる一方で、中国経済のファンダメンタルズの改善から緩やかな人民元高に向かう見通しだ。

なお、習近平国家主席・共産党総書記は、7月末に中央と地方の高官に対し、「5年ないし更に長期の党・国家発展目標」についての演説を行った。長期間の国家戦略に直接関与するとの意思表示は、秋の共産党大会での「総書記3選」による自身の長期政権の樹立を示唆したものと言えよう。今後は、目先の景気動向よりも社会、経済の安定を重要視した政策決定を行っていくと考えられる。8月には習近平総書記をはじめとする現政権の幹部と、引退した共産党の元幹部が重要政策を話し合う「北戴河会議」が行われる見通しだが、為替政策にも影響を与える安定重視の方針に変化が生じないか、引き続き政局には注意する必要があるだろう。

予想レンジ

	22 年 8 月～9 月	10 月～12 月	23 年 1 月～3 月	4 月～6 月
USD/CNY	6.500～6.800	6.450～6.750	6.400～6.700	6.350～6.650
CNY/JPY	19.3～21.2	19.0～20.9	19.0～20.9	18.9～20.8

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2022 年 7 月 29 日)

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ 横尾明彦

Tel: 050-3842-8809 E-mail: akihiko_yokoo@mufg.jp

**税務会計: 新たな動向—全面デジタル化電子発票 企業は早急に対応を**

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス
税務パートナー 徐潔 (Xu Jie)**概要**

- 発票（増値税インボイス）の全面的な電子化は、中国の税収徴収管理改革の重要な目標の一つであり、税務機関のスマート税収徴収管理体制構築の主軸でもある。2021 年 11 月、電子発票に関するマイルストーン的な政策が打ち出され、2022 年に全国各地でデジタル化された電子発票（以下、「全電発票」）の試行が順次実施される。
- 試行政策及びその解釈から、規則全体に重大な変化が見られるとともに、全面的な電子化の発展方向も明らかになった。2026 年までに、電子発票に関する国家標準を公布し、基本的に全領域、全プロセス、全要素のデジタル化管理を目標として目指す。総じて、企業の発票使用、税務管理、さらには全体的なデジタル化に大きな影響を与えることとなる。

全電発票の重要な変更点の解説**1. 新規追加の発票種類**

「全電発票」は代替品ではなく、まったく新しく追加された発票の種類である。実施後、電子発票の種類には、全電発票（専用、普通）、OFD 発票（専用、普通）、PDF 電子普通発票、汎用電子普通発票、ブロックチェーン普通発票、通行料金電子発票が含まれる。紙ベースの発票の種類には、増値税専用発票、増値税普通発票、増値税普通発票（ロール式）、自動車販売統一発票、農産品発票、一・二級道路通行料金発票、橋・ゲート通行料金発票、税関輸入増値税専用納付書などが含まれる。

【解説】近い将来、「全電発票」はあらゆる種類の紙ベース及び電子発票と差し替えられることとなるだろう。ただし、これは段階的に実現されることであり、それまでは納税者は発票の種類の新旧を問わず、さまざまな種類の発票を受領・管理することとなる。

2. 「脱デバイス」

これは、主に「全電発票」の発行にあたり、金税盤、税金統制盤、税務 Ukey、税金統制サーバなどの専用税金統制デバイスを使用する必要がなくなることを指す。

【解説】これは発票発行プロセスにおける最も重要な変更であり、20 年近く使用してきた税金統制ハードウェアデバイスの使用が終了することを意味する。税金統制デバイスの使用終了は、ハードウェアコストの削減のみならず、さらにはデバイス管理作業、外部委託の管理コスト及びデバイスに依存する関連プロセスの削減により、納税者の負担を大幅に軽減し、発票の発行効率を向上させると期待されている。

3. プロセスの簡素化

「全電発票」は、事前に受領する必要がなく、1枚あたりの限度額を設けることなく、納税者の各月の「発行金額の総額」のみを管理する仕組みとなる。

【解説】プロセスの簡素化により、未使用の発票の管理作業を完全になくし、従来の発票1枚あたりの限度額による発行上の影響もなくして、発票の分割などを含む管理上の課題を解消し、プロセスの効率化を大幅に向上させる。一方、「発行金額の総額」を納税者の信用、リスク及び経営状況と連動させることで、納税者の全体的な税務状況による影響を強調する。

4. 発票発行内容の簡素化

PDF、OFD などの特定のフォーマット要件をなくし、データメッセージ形式で交付・転送する。さまざまな業務種類に即したフォーマットを提供し、発票に記載される項目、綴り、発行担当者などを簡素化した。

【解説】フォーマット制限をなくしたため、フォーマットの作成・管理にかかるコスト及びプロセスを削減できる。また、業務ごとに差異化したフォーマット（試行公告では汎用フォーマットのみを公布）を提供することにより、納税者は需要に応じて使い分けが可能となり、税務機関の分類監督管理にもより正確なツールとなった。発票発行内容の簡素化により、情報の記入量が減少するだけでなく、さらに重要なのは、売買者の住所や口座情報、発票発行者以外の人員の情報など、関連情報の管理にかかる煩雑さが軽減されることである。

5. データ照会アプリケーション対応の強化

電子発票サービスプラットフォームは、試行対象納税者が照会、ダウンロード、印刷できるように、「税務デジタルアカウント」による発票データの自動収集を設置している。発票発行データは、電子発票サービスプラットフォームの「税務デジタルアカウント」を通じて「全電発票」を自動交付できる。また、その他にも複数の交付方法に対応できる。

【解説】新たに設立された「税務デジタルアカウント」は、税務機関の「ワンアカウント式」「一人式」の管理ロジックを納税者側に反映したものである。今回の改革では、まず「税務デジタルアカウント」を通じて納税者により効率的かつ便利なサポートを提供し、従来の発票情報の全件取得の課題を解決した。「税務デジタルアカウント」は、税務機関と企業の連携における重要な支点として、企業の税務全般に重要な影響を与える。

6. 発票状態管理の変更

「選択・確認」を「用途確認」に変更した。現在、表示されている用途には、増値税仕入税額控除申告、輸出税金還付申請、税金還付代行申請などがある。発票計上のマークも追加された。

【解説】「用途確認」では、納税者が一元管理しやすいように、発票取得後のさまざまな対応状況を統合した。追加された発票の「計上マーク」は、財務情報化管理が脆弱な中小企業にとって、経費の重複計上を回避するための管理ツールとなる。

7. プラットフォームインターフェースの公開

解釈によると、電子発票サービスプラットフォームのインターフェースの公開は、比較的規模が大きく、高度に情報化が進んでいる企業が、ERP (Enterprise Resource Planning : 企業資源計画) などの財務ソフトウェアを改造して直接接続することを推奨している。

【解説】上記変更は、政策の原文では明記されておらず、政策内容からすると、後続の「全電発票」のアプリケーションサービス向上への発展方向であると推測できる。当該措置の実施は、大規模な企業の「全電発票」の使用を大きく促進し、企業の税務、財務及びデジタル化構築の全体的なプロセスを強力に推進することとなるだろう。

全体的な発展の見通し

「全電発票」にかかる政策内容及び税収徴収管理体制改革に向けた一連の目標と段取りを踏まえて、「全電発票」のさらなる適用が以下のような変化をもたらすことを期待している。

- 全体的に見ると、データはデジタル化構築の中核となるリソースである。発票の全面的な電子化は、不要な制限を取り除き、アプリケーションの対応範囲を拡大し、アプリケーションサービスを強化し、最終的に納税者を対象とした経営データの統合・拡張に焦点を当て、スマート税務構築の重要な支えとなるだろう。
- 納税者に対して、発票発行項目の事前管理、用途管理などを含む発票アプリケーションサービスを充実させることにより、発票の分類細分化管理を実現し、納税者向けの「申告書の事前作成」という改革目標の実現を推進することとなる。
- 広く発票サービスプラットフォームのインターフェースを公開した後、大規模な企業の発票の一元管理はより便利かつ迅速となり、後続の電子発票の直接計上、電子ファイル管理などの財務アプリケーションの使用も強力にサポートされ、中国の企業の財務デジタル化、サプライチェーンデジタル化の変革プロセスが加速されることとなる。
- 発票用途の確認に関する管理上の措置は、増値税以外の税種においても関連する発票の税収徴収管理監督能力を向上させることとなる。税務機関は、発票の用途をより広範囲にわたり管理できるようになり、「税務デジタルアカウント」と合わせて納税者について全体的な把握を深化させ、正確なリスクコントロールという目標を実現することができる。
- 「全電発票」の管理は、すでに納税者のリスク、信用及び経営実態と連結している。これは、税収徴収管理が納税者の一元管理及び動的コントロールを実現できることを反映し、納税者の総合的なリスク情報がより正確かつダイナミックとなるため、事業運営により直接的な影響を与えることとなる。

対応策の提案

• 「全電発票」の実施に向けた戦略モデル

「全電発票」を実施する具体的なモデルは一樣ではなく、少なくとも下記の 3 つのモデルがある。

モデル 1 : 全面的に統一発票サービスプラットフォームに依存する。

モデル 2 : 統一発票サービスプラットフォームのインターフェースに接続しながらも、主に自社の増値税管理システムに依存する。

モデル3：第三者サービス機構を経由して統一発票サービスプラットフォームに接続する。

上記モデルにはそれぞれに特徴があるため、主に企業の特性及び各段階の構築要件に応じて選択する必要がある。下記観点から構築戦略を考慮されるよう提案する。

主観レベル

- ▶ 企業は、業務取引の段階で直接発票を発行する必要があるか。
- ▶ 企業は、発票発行プロセスの効率化を重視しているか、特別なコントロール要件があるか。
- ▶ 企業には、税務管理デジタル化構築に関する全体的な計画があるか、増値税のデジタル化管理上のニーズを考慮しているか。

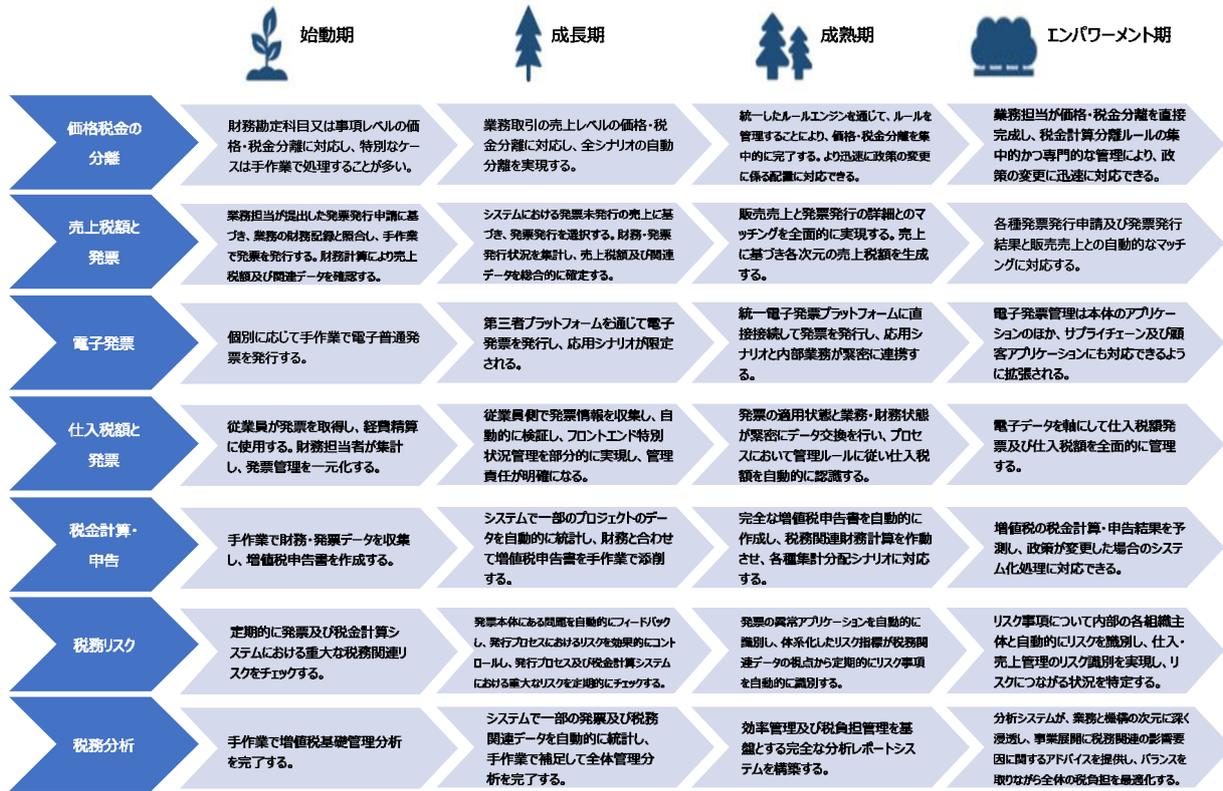
客観レベル

- ▶ 企業にはある程度の情報化構築能力があるか。
- ▶ 企業が所属する業界には、特にデータセキュリティや情報保護などに関して、特別な監督管理要件があるか。
- ▶ 発票のデジタル化管理に対して、予算やリソースを配置しているか。
- ▶ 企業は想定される管理モデルに対応できるリスクコントロール能力を有しているか。

「全電発票」は、その実施に課題が残るものの、企業のデジタル化及び税務管理のグレードアップのチャンスでもある。「全電発票」は、企業のデジタル化を加速させる新たなエンジンとして、業務・財務・税務の一元化を加速させ、サプライチェーンを最適化し、顧客満足度を向上させ、正確な税金計算の要件を満たすことができる。また、税務データは企業のデータ資産の重要な一部として、経営データに対する詳細な分析を踏まえた上で、価値分析、経営上の意思決定、リスクの回避とコントロール、規範化された管理などの面において企業のデジタル化能力を拡大させ、企業のデジタルトランスフォーメーションをサポートする。

増値税全体に対する管理の観点から「全電発票」の実施を考えた場合、これはより内容が充実したプロフェッショナルなテーマとなる。ここでまずは、自社の位置づけ及び発展の見通しを評価するために、「増値税デジタル化成熟度評価マトリックス」というツールを提供する。

添付： 増値税デジタル化成熟度評価マトリックス



(執筆連絡先)

KPMG 中国 華中地区日系企業サービス

税務パートナー

徐潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F

Tel: +86-21-2212-3678

E-mail: jie.xu@kpmg.com



法務: 中国「独占禁止法」改正の要点と近時の処罰事例

北京市金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士

中国政法大学大学院 特任教授

劉新宇 (Liu Xinyu)

I はじめに

2021 年は、中国にとって「独占禁止法」活発化の年といえる 1 年であった。同年 11 月、「国家市場監督管理総局独占禁止局」を「国家独占禁止局」に改め、その長の地位を日本でいえば副大臣クラスへと格上げする組織改編が行われた。すでに 2020 年から、長年の経済発展による情勢の変化や実務運用の蓄積を受け、「独占禁止法」の改正作業が進められていた。同年 1 月には国家市場監督管理総局が「独占禁止法改正草案 (意見公開募集稿)」（以下、「2020 年意見募集稿」という）を公布して社会に意見を求めた。その後、同法の改正が全国人民代表大会常務委員会 2021 年度立法作業計画に組み入れられ、2021 年 10 月には「独占禁止法 (改正草案)」（以下、「2021 年改正草案」という）として全国人民代表大会常務委員会の第 1 回審議に上程された。そして、「2020 年意見募集稿」の公布から 2 年半を経た 2022 年 6 月 24 日、全国人民代表大会常務委員会の第 2 回審議において独占禁止法改正案 (以下、「新法」という) の可決・成立を迎え、現在、2022 年 8 月 1 日からの施行を待つ状況にある。

2021 年は法執行の面でも大きな動きがあった。独占協定に関する 15 件の処罰事例、市場支配的地位の濫用に関する 11 件の処罰事例、特に多数のインターネット企業が処罰対象となった事業者結合申告義務の不履行に関する 107 件の処罰事例が国家市場監督管理総局により公表された。

このような立法・実務の動向に鑑み、本稿においては、新法による改正の要点を解説するとともに、近時の独占協定、市場支配的地位の濫用及び事業者結合申告義務の不履行に関する典型的な処罰事例をそれぞれ紹介する。

II 新法の注目すべき改正点

(1) 独占協定をめぐる「セーフハーバー」制度の導入

新法は、事業者が関連市場における自己の市場占有率が、国務院独占禁止法執行機関の定める基準に達しないことを証明したときは、同法 18 条による垂直的独占協定 (取引相手に対する制限行為) 禁止の対象外と定めた。従来、この「セーフハーバー (safe harbor: 法律違反にはならないとされる範囲)」制度は、「自動車業の独占禁止に関する国務院独占禁止委員会のガイドライン」、「知的財産権領域の独占禁止に関する国務院独占禁止委員会のガイドライン」など、法律ではない規範の下、市場占有率 20%、30% といった基準で運用がなされていた。新法により、垂直的独占協定について法律化する道が開かれた。しかし、その市場占有率の基準を具体的にどの程度とし、どのような要件を満たせば「セーフハーバー」の成立が認められるのかに関しては、新法の正式な施行後、国務院独占禁止法執行機関による明確化を待たなければならない。なお、注意すべき点として、「水平的独占協定 (競争関係を有する事業者の間で達した独占合意)」又は「他の事

業者による独占協定締結の手配又は実質的な幫助の提供」には、新法の「セーフハーバー」制度が適用されない。

(2) 転売価格の維持に関する挙証責任の明確化

新法は、垂直的独占協定における再販売価格の固定及び下限設定について、競争排除・制限の効果が無いことを事業者が証明した場合には禁止しないものと定め、当事者にその効果が不存在の挙証責任¹を負わせ、制裁回避の余地を与えるものとした。

これに対し、水平的独占協定については、そのような効果が不存在の立証に関する規定が定められなかった。このことから、新法は、法律上明確に列挙された水平的独占協定であれば競争排除・制限の効果が当然視されるとの立場を表明したのではないかと思われる。

(3) 「軸輻協定」下における責任の明確化

新法では、「2021年改正草案」で導入された「事業者は、他の事業者による独占協定の締結を手配し、又は他の事業者による独占協定の締結のための実質的な幫助をしてはならない」とする「軸輻協定」(ハブアンドスポーク型の独占合意)と呼ばれる規定を法律化した。一方、独占協定締結の手配・幫助を行った者の法的責任については、当該協定の締結者の法的責任を定めた規定を同様に適用することが新法で明らかにされている。

(4) インターネット領域に対する規制の強化

新法では、「2021年改正草案」の規定内容を基本的に変更することなく、「事業者は、データ、アルゴリズム、技術、資本的優勢、プラットフォーム規則等を利用して、法が禁止する独占行為を行ってはならない」という総括的な規定を定め、インターネット領域の独占禁止行為の規制を強化した。また、市場支配的地位にある事業者に対し、そのデータ、アルゴリズム、技術、資本的優勢、プラットフォーム規則等を濫用した競争の排除・制限を禁止することを明らかにした。

従来、データ、アルゴリズム、技術及びプラットフォーム規則を用いた濫用行為に関しては、「プラットフォーム経済領域の独占禁止に関する国務院独占禁止委員会のガイドライン」にその具体的な類型が列挙されている。インターネット企業による独占禁止行為の規制が強化された2020年11月以降、「二者択一」行為等を理由とするインターネット企業の処罰事例が相次いでいる。この領域における規制は今後も特に重要な政策として展開され、処罰対象となる行為の類型はさらに拡張していくことが予想される。

(5) 事業者結合審査期間「ストップウォッチ制度」の導入

新法では、「2020年意見募集稿」及び「2021年改正草案」の文言を調整・補充する形で「ストップウォッチ制度」について定めた。具体的には、(1) 事業者が規定に従った文書・資料の提出をしないため審査を行うことができない場合、(2) 事業者結合審査に重大な影響を与える新たな事情・事実が生じ、この確認をしないと審査を行うことができない場合、又は(3) 事業者結合に付加される限定条件についてさらなる評価が必要となり、かつ、事業者が停止を求めた場合には、事業者結合の審査の進行を停止するものとした。

この制度の効果としては、事業者結合審査の期間が柔軟になることで、運用に起因する不要な手続(例えば、競争排除・制限の効果が生じうる申告案件における審査期間満了前の取下げ及び

¹ 挙証責任とは、訴訟や調査などにおいて事実が証拠にて確認できない場合、その事実は存在しないものとして裁判所・当局が判断し、それにより挙証責任を負う当事者の一方が不利益を受けること。

再申告) が回避されること、また、明確な適用要件により、審査期間が過度に延長されることで行政手続が不確実になる事態を解消することが考えられる。

(6) 重点領域の事業者結合審査の強化

新法では、独占禁止法執行機関に対し、等級・類別に応じて事業者結合審査を区分し、国家経済・国民生活の重要領域における審査を強化するよう明示的に要求している。中国では事業者結合の審査件数が年々増加しており、今回の改正によって審査が等級化・類別化されれば、その効率は向上する。また、重要な領域での事業者結合について、その取引が市場競争に与える影響をさらに多面的かつ慎重に評価した審査が行われると期待される。一方で、独占禁止法執行機関が審査の過程で関連する行政主管部門や業界協会などに意見を伺い、そのために手続が長期化するといった懸念もある。なお、その他の関連法令²によると、この「重要な領域」とは、国民生活、金融、科学技術、メディアなどの領域と解される。

(7) 違法行為に対する制裁の強化

新法では、違法な事業者結合に対する制裁を大幅に強化し、現行の「独占禁止法」が定める 50 万元以下の制裁金を、(1) 競争排除・制限の効果があるときは前年度売上高の 10% 以下、(2) その効果がないときは 500 万元以下とそれぞれ引き上げるものとした。

また、新法は、独占協定についても現行の「独占禁止法」に定める制裁金を全般的に引き上げた。例えば、未実行の独占協定に関しては、現行の 50 万元以下を 300 万元以下とし、かなり増額されている。

さらに、犯罪とみなされる違反行為については、新法の下でも、「2020 年意見募集稿」及び「2021 年改正草案」と同じく法に基づいて刑事責任が追及される。

その他、新法により導入された制裁としては、(1) 行政処罰を受けた事実の信用記録への記載、(2) 独占協定の締結について、法人たる事業者のみならず、その法定代表者、主要責任者及び直接責任者にも 100 万元以下の制裁金を科す「両罰規定」が挙げられる。

III 近時の典型的な処罰事例

(1) 中国フードデリバリー会社による市場支配的地位の濫用

国家市場監督管理総局は、2021 年 10 月、中国大手フードデリバリー A 社が、A 社に飲食宅配サービスを委託する飲食店に対し競合他社との取引回避を迫った行為 (いわゆる「二者択一」) について「独占禁止法」違反が認められ、行政処罰に処された事件について公表した。

本件の処罰決定書によると、A 社は、飲食店との契約締結に際して保証金を徴収し、あるいはデータ分析やアルゴリズムなどの技術的手段を用いることによって事実上の「二者択一」を行ったという。この行為は、「独占禁止法」が市場支配的地位の濫用行為として禁止する「正当な理由なく、取引相手に対して自社との取引しかできないように制限を加える」行為に該当するものであり、飲食店及び消費者の合法的な権利を侵害したと認定された。

当局は、この認定に基づいて、A 社に対し、違法行為の停止及び飲食店から徴収した保証金 12 億 8,900 万元の全額返還を命ずるとともに、同社の 2020 年の国内売上高 1,147 億 4,800 万元の 3% に相当する 34 億 4,200 万元の過料に処した。

² 例えば、「2021 年改正草案」、「全国統一大市場の建設加速に関する中国共産党中央委員会・国务院の意見」など。

また、A 社に対する行政指導も行われた。飲食宅配サービスを委託する中小飲食店だけでなく、配達員個人の合法的な権利の保護も強化するため、A 社事業体制の全面的な見直しのほか、今後 3 年間にわたる当局への法令遵守自己検査報告書の提出が要求された。

(2) 中国大手電気用品メーカーによる独占協定の締結・実行

国家市場監督管理総局は、2021 年 9 月、壁スイッチ・ソケットや LED 照明器具を扱う中国大手メーカー B 社が自社の取引相手（販売店）と価格の固定・制限に係る独占協定を締結し、実行した行為について「独占禁止法」違反が認められ、行政処罰に処された事件について公表した。

この処分を下した B 社所在地の浙江省市場监督管理局の調査結果によると、B 社は、2014 年から 2020 年までの期間、壁スイッチ・ソケット、LED 照明器具、コンバーターなどの自社製品を取り扱う中国国内（香港・マカオ・台湾を除く）の販売店に対して、実店舗・オンライン店舗を問わず転売価格の固定・制限を行うとともに、販売店に対する価格遵守誓約書の提出の要求や罰則の制定、仲介業者に対する価格維持の要請などにより、その実効性の強化を図った。

当局は、この事実を認定する一方、B 社が調査に積極的に協力し、本件独占的行為の弊害について深く理解している事情も斟酌して、「独占禁止法」の関連規定に基づき、B 社に違法行為の停止を命ずるとともに、同社の 2020 年の国内売上高 98 億 2,700 万元の 3% に相当する 2 億 9,481 万元の過料に処するものとした。

(3) C 国の再保険会社の中国国外買収をめぐる事業者結合申告の不履行

国家市場監督管理総局は、2022 年 1 月、C 国の再保険会社が D 国某社の株式を取得しながら法に基づく事業者結合の申告を怠った行為について「独占禁止法」に基づき行政処罰に処された事件について公表した。

近年の中国では、事業者結合申告の不履行に対する処罰事例が多数公表されているが、本件は、株式の買主であり申告義務を負う者が、C 国に本店を置く保険サービス会社、株式の買主が E 国のインフラ投資会社、株式の発行会社が F 国でごみ焼却発電事業を展開する D 国の会社、さらに本件結合に参加するその他の事業者も D 国の会社というように、本件取引と関わるすべての当事者が中国国外の会社であり、取引も 2019 年に中国国外で行われた点が特徴的である。それにもかかわらず、中国の当局は 2021 年 10 月に本件の調査を開始し、2022 年 1 月、本件の C 国の再保険会社を 30 万元の過料に処した。

このように、中国国外の会社だけで中国国外で行われた取引であっても、中国において事業者結合の申告を行わねばならない場合があり、国外での取引を計画する日系企業も、中国その他何らかの国で事業者結合の申告が必要となる可能性があることに注意すべきである。

IV おわりに

新法の施行日は、くしくも最初の「独占禁止法」施行からちょうど 14 年となる 2022 年 8 月 1 日と定められた。今回の改正により、中国の独占禁止規制には強固な法的基礎が与えられることとなった。独占禁止規制を強化する中国において、インターネット企業、中国上場企業及び外国企業は「独占禁止法」に基づく各種処罰の対象とされやすい。そのため、新法の施行に伴う制裁強化など、違法行為を行った場合のコストも大幅に増大する。日系企業においても、自社の生産経営状況に応じて独占禁止コンプライアンスを整備・是正し、これを適切に実行することを推奨する。

執筆：2022 年 6 月

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※2015 年 6 月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』を商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心弁公楼東楼 18 階

Tel: 86-10-5878-5091 (事務所) 86-13911481122 (携帯)

Fax: 86-10-5661-2666

Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亚・上海・深圳・蘇州・海口・
重慶・珠海・ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・ドバイ・東京・
シンガポール・ブリュッセル・フランクフルト・ロンドン・マドリード・ミラノ・
ニューヨーク・シリコンバレー



日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では6月中旬から7月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[政策]

【金融】
<p>○「中国人民銀行の対外貿易新業態における越境人民元決済の支援に関する通知」(銀発 [2022] 139 号、2022 年 6 月 16 日発布、同年 7 月 21 日実施)</p> <p>銀行が専門の決済・清算機構との連携により越境 EC など新業態の対外貿易での人民元決済サービスを行うことを認めるもの。</p> <p>■銀行の条件は、3 年以上の越境人民元決済業務の経験や審査能力を有していること、決済・清算機構が顧客から受け取る支払準備資金に対する要求を満たしていること、決済・清算機構の越境人民元決済業務に対する反マネーロンダリング・反テロ融資・反租税回避のシステム処理能力を有していることとされている。</p> <p>また、決済・清算機構の条件については、インターネット支払業務許可を取得していること、越境人民元決済業務の真の必要性があること、越境業務に関わる内部統制制度や専門人員を有していること、越境人民元決済サービスに関わる反マネーロンダリング・反テロ融資・反租税回避の制度・措置を有していること、直近 2 年以内に重大な違法行為がないことなどが挙げられている。</p> <p>銀行は、決済・清算機構の能力を評価した上で協議を締結し、10 営業日以内に中国人民銀行の分支機構(副省級都市の中心支行以上)に届出を行うこととされている。</p> <p>■原文は中国人民銀行の下記サイトをご参照。 http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/4581686/index.html</p>
【外資企業支援】
<p>○「国家薬品监督管理局の外資企業サービス業務の更なる強化に関する通知」(薬監綜科外函 [2022] 361 号、2022 年 6 月 24 日発布・実施)</p> <p>医薬品、医療機器、化粧品の生産・販売を行う外資企業に対する若干の支援措置。国家薬品监督管理局の各部局と所属機関に指示したもの。</p> <p>■主な内容は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機器の登録申請、化粧品の登録・届出及びこれらの監督・管理の面で、外資企業が直面する問題・困難を考慮し、適切なサービスを提供する。 医薬品の情報追跡システム構築を推進し、AI による監督・管理を強化する。医薬品販売許可所持者・医療機器登録(届出)者・化粧品登録(届出)者制度を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> • 医薬品に対する審査・評価、審査・許可の効率を高め、緊急の国外臨床新薬、希少疾患用医薬品、小児用医薬品、重大伝染病用医薬品等の市場投入を加速する。 • 医薬品の国際監督・管理分野での交流・協力、ルール制定、国際技術標準の導入・実施を強化する。 <p>■原文は国家薬品监督管理局の下記サイトをご参照。 https://www.nmpa.gov.cn/xxgk/fgwj/gzwwj/gzwwjzh/20220627171348198.html</p>
【社会保険】	
<p>○「国家医療保障局等の従業員基本医療保険の単位納付費用の段階的繰り延べに関する通知」(医保発 [2022] 21 号、2022 年 6 月 30 日発布・実施)</p>	
	<p>中小企業に対して従業員基本医療保険の単位納付費用(企業が負担する保険料)の繰り延べを認めるもの。</p> <p>■主な内容は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 医療保険統一基金の残高による支払可能月数が 6 カ月以上ある地区において、中小企業と個人事業主に対し、2022 年 7 月から 3 カ月の単位納付費用の繰り延べを実施し、その間の滞納金を免除する。 • 繰り延べを実施した企業の従業員の医療保険待遇は不変とし、医療費の請求に影響を与えない。 • 条件に合致する中小・零細企業に対しては、申請手続きを要せずに繰り延べを認める(注:条件に合致する中小・零細企業とは、国家の中小企業分類基準に適合する企業のこと、工業では従業員が 1,000 人以下か営業収入が 4 億元以下とされている)。 <p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-07/02/content_5698964.htm</p>
【自動車販売】	
<p>○「商務部等 17 部門の自動車流通活性化、自動車消費拡大の若干の措置に関する通知」(商消費発 [2022] 92 号、2022 年 7 月 5 日発布・実施)</p>	
	<p>自動車の消費拡大に関する政府の措置。</p> <p>■主な措置は、以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新エネルギー車購入支援 <ul style="list-style-type: none"> • 地方保護を打破し、地方による新エネルギー車の届出モデル指定、販売と補助金での条件設定などの制限措置を禁止する。 • 新エネルギー車の車両購入税の免税期限延長を検討し、農村部での販売拡大活動を展開する。 • 充電施設の建設を支援する。 2. 中古車市場の活性化 <ul style="list-style-type: none"> • 中古車取引市場以外での販売を許可し、新車と中古車の両方を販売する企業の経営圏を“自動車販売”に統一する。また、2022 年 10 月 1 日から自動車販売企業が個人から中古車を購入した場合に中古車販売統一發票を発行し、所有権移転登記を行うこと

	<p>を許可する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車販売企業が販売のために中古車を購入する場合は“在庫商品”の科目で会計処理を行う。また、2022 年 10 月 1 日から小型・非営業用の中古車の所有権移転登記を行う場合は、公安機関が管理し、臨時のナンバープレートを発行する。 2022 年 8 月 1 日から全国範囲で“国五”排出基準に適合する小型・非営業用中古車の移転制限を取り消す。また、2023 年 1 月 1 日から自動車販売企業、中古車取引市場、競売企業等が個人向けに 1 年度内に所有期間が 1 年未満の中古車を 3 台以上販売した場合、中古車販売統一發票の発行を禁止する。 <p>3. 自動車並行輸入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 完成車の輸入港で、省級政府の業務許可と商務部への届出により自動車並行輸入業務を許可する。また輸入企業が、輸入車モデルが“国六”排出基準に継続的に適合することを承諾した場合、並行輸入自動車に対する車載式故障診断システム (OBD) 試験とデータ情報を延長する。 <p>■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkgztz/202207/20220703331482.shtml</p>
--	--

[規則]

	【データ管理】
	○「データ出国安全評価弁法」(国家インターネット情報弁公室令第 11 号、2022 年 7 月 7 日公布、同年 9 月 1 日施行)
	<p>『サイバーセキュリティ法』、『データセキュリティ法』、『個人情報保護法』に基づくデータの国外移転における安全評価に関する規則。目的は、個人情報の権利・利益の保護、国家の安全と社会公共利益の保護とともに、「データの安全で自由な国外移動の促進」とされている。</p> <p>■本弁法の要点は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> データ取扱者は国外へのデータ移転で、①重要データを移転する場合、②重要情報インフラ運営者と 100 万人以上の個人情報のデータ取扱者が個人情報を移転する場合、③前年 1 月 1 日から累計で 10 万人以上の個人情報または 1 万人以上の機微個人情報を移転する場合、④国家インターネット情報部門が安全評価を必要とするその他の事由がある場合には、所在地の省級インターネット情報部門を通じて国家インターネット情報部門にデータ国外移転安全評価を申請しなければならない。 データ取扱者は、データ国外移転安全評価の申請前に、自らリスク評価を行わなければならない。評価にあたっては、①国外データ移転の目的・範囲・方法等、②移転するデータの数量・範囲・種類・機微の程度及び国家安全・公共利益・合法的權益へのリスク、③国外の受領者の責任・義務及びそのデータの安全を保障する措置・能力、④データの移転中・移転後の改ざん、破壊、漏洩等のリスク及び個人情報保護のルート、⑤国外受領者との契約における責任・義務などを重点とする。 データ国外移転安全評価申請時には、申請書、自己リスク評価報告、国外受領者との契約などを提出しなければならない。国家インターネット情報部門は、省級インターネット情報部門から申請資料を受領後 7 業務日以内に受理の可否を確定し、受理する場合には、国务院関係部門、省級インターネット情報部門、専門機関を組織して安全評価を実

	<p>施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全評価では、①データ国外移転の合法性・正当性・必要性、②国外受領者の所在国・地域のデータ安全保護政策・法規等及び国外受領者のデータ保護レベル、③国外移転データの数量・範囲・種類・機微の程度及び改ざん・破壊・漏洩等のリスク、④データの安全及び個人情報の保護の可否、⑤国外受領者との契約における責任・義務などについて重点的に評価を行う。 国家インターネット情報部門は、申請の受理から 45 業務日以内に安全評価を完了し、結果をデータ取扱者に書面で通知する。 <p>■原文は国家インターネット情報弁公室の下記サイトをご参照。 http://www.cac.gov.cn/2022-07/07/c_1658811536396503.htm</p>
【反独占法関連】	
<p>○「一部事業者集中案件の反独占審査を試験的に委託することに関する公告」(国家市場監督管理総局公告 2022 年第 23 号、2022 年 7 月 15 日公布、同年 8 月 1 日～2025 年 7 月 31 日施行)</p>	
	<p>『反独占法』に基づく事業者集中(企業間の合併・買収等を通じた結合)案件の審査について、主管機関である国家市場監督管理総局が地方の市場監督管理局に試験的に委託するもの。</p> <p>■通知の要点は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方の市場監督管理局に委託する案件は、事業者集中簡易手続きが適用される案件で、具体的には以下の通り。 <ol style="list-style-type: none"> 申請者の 1 人以上の住所地が、委託した地方市場監督管理局の関係区域(以下、関係区域)にあるもの。 事業者が買収その他の方法で他の事業者の支配権を取得し、他の事業者の住所地が関係区域にあるもの。 事業者が合併企業を新設した場合に、その合併企業の住所地が関係区域にあるもの。 事業者集中に関わる地域市場が区域性の市場で、かつ、地域市場の全てか主要な市場が関係区域にあるもの。 国家市場監督管理総局が委託するその他の案件。 委託する地方市場監督管理局とその関係区域は、以下の通り。 北京市市場監督管理局：北京、天津、河北、山西、内モンゴ、遼寧、吉林、黒龍江 上海市市場監督管理局：上海、江蘇、浙江、安徽、福建、江西、山東 広東省市場監督管理局：広東、広西、海南 重慶市市場監督管理局：河南、湖北、湖南、重慶、四川、貴州、雲南、チベット 陝西省市場監督管理局：陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆 <p>■原文は国家市場監督管理総局の下記サイトをご参照 https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fldes/202207/t20220715_348645.html</p>

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>



主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行
トランザクションバンキング部

項目	単位	2020年				2021年				2022年					
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
国内総生産(GDP)	前年 同期比%	-6.8	-1.6	0.7	2.2	18.3	12.7	9.8	8.1	(1-3月) 4.8			(4-6月) 0.4		
固定資産投資*	前年 同期比%	▲16.1	▲3.1	0.8	2.9	25.6	12.6	7.3	4.9	-	12.2	9.3	6.8	6.2	6.1
第一次産業	前年 同期比%	▲13.8	3.8	14.5	19.5	45.9	21.3	14.0	9.1	-	8.8	6.8	5.8	5.8	4.0
第二次産業	前年 同期比%	▲21.9	▲8.3	▲3.4	0.1	27.8	16.3	12.2	11.3	-	19.6	16.1	12.6	11.0	10.9
第三次産業	前年 同期比%	▲13.5	▲1.0	2.3	3.6	24.1	10.7	5.0	2.1	-	9.5	6.4	4.3	4.1	4.0
工業生産 (付加価値ベース)**	前年 同月比%	▲8.4	▲1.3	1.2	2.8	24.5	15.9	11.8	9.6	-	7.5	5.0	▲2.9	0.7	3.9
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	▲19.0	▲11.4	▲7.2	▲3.9	33.9	23.0	16.4	12.5	-	6.7	▲3.5	▲11.1	▲6.7	3.1
消費者物価上昇率 (CPI)	前年 同月比%	4.9	3.8	3.3	2.5	0.0	0.5	0.6	0.9	0.9	0.9	1.5	2.1	2.1	2.5
工業生産者 出荷価格(PPI)	前年 同月比%	▲0.6	▲1.9	▲2.0	▲1.8	2.1	6.7	5.1	8.1	9.1	8.8	8.3	8.0	6.4	6.1
輸出***	億ドル	4,780.3	10,987.5	18,113.9	25,906.5	7,099.8	15,183.6	24,008.2	33,639.4	-	5,447.0	2,760.8	2,736.2	3,082.4	3,312.6
前年 同月比%	▲13.3	▲6.2	▲0.8	3.6	49.0	38.6	33.0	29.9	-	16.3	14.7	3.9	16.9	17.9	
輸入***	億ドル	4,649.7	9,309.5	14,853.4	20,556.1	5,936.2	12,668.4	19,732.9	26,875.3	-	4,287.5	2,287.0	2,225.0	2,294.4	2,333.2
前年 同月比%	▲2.9	▲6.4	▲3.1	▲1.1	28.0	36.0	32.6	30.1	-	15.5	▲0.1	0.0	4.1	1.0	
貿易収支***	億ドル	130.6	1,678.0	3,260.5	5,350.3	1,163.5	2,515.2	4,275.4	6,764.3	-	1,159.6	473.8	511.2	787.5	979.4
対内直接投資 (実行ベース)(注)	億ドル	312.0	679.3	1,032.6	1,443.7	448.6	909.6	1,292.6	1,734.8	158.4	220.2	212.3	153.8	133.0	230.2
前年 同月比%	▲12.8	▲4.0	2.5	4.5	43.8	33.9	25.2	20.2	17.6	74.8	13.0	8.5	6.1	18.8	
外貨準備高	億ドル	30,606	31,123	31,426	32,165	31,700	32,140	32,006	32,502	32,216	32,138	31,880	31,197	31,278	30,713
都市部調査失業率	%	5.8	5.8	5.7	5.6	5.4	5.2	5.2	5.1	5.3	5.5	5.8	6.1	5.9	5.5
国内自動車 販売台数	万台	367.2	1,025.7	1,711.6	2,531.1	648.4	1,289.1	1,862.3	2,627.5	253.1	173.7	223.4	118.1	186.2	250.2
前年 同月比%	▲42.4	▲16.9	▲6.9	▲1.9	75.6	25.6	8.7	3.8	0.9	18.7	▲11.7	▲47.6	▲12.6	23.8	
購買担当者指数 (PMI)	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	50.1	50.2	49.5	47.4	49.6	50.2
非製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51.1	51.6	48.4	41.9	47.8	54.7

* : 年初からの累計ベース。

** : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

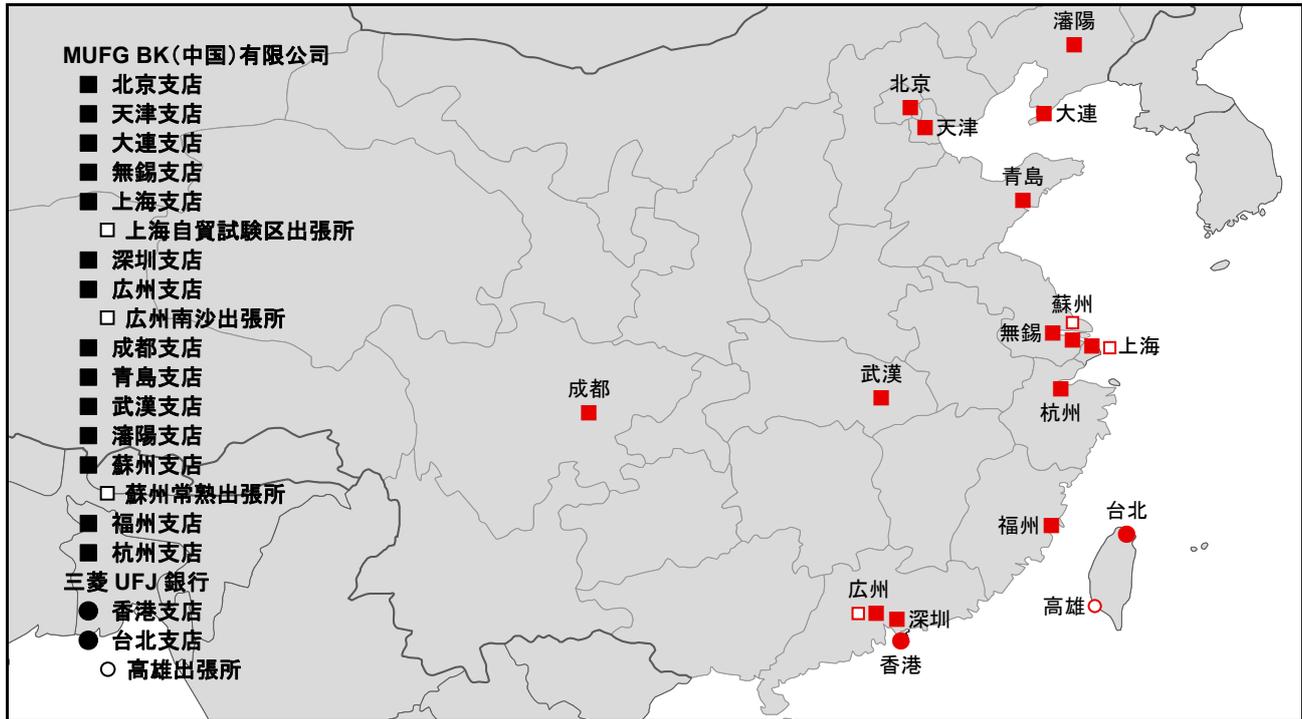
*** : 2月は1-2月の累計ベース。

(注) 銀行、証券、保険といった金融業のデータを含まない。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大連支店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
無錫支店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海支店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技術産業開發区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台北支店 高雄出張所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京：050-3612-0891（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0650（代表）

発行：三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2022 年 8 月 12 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。